教育福祉委員会審査日程表

日時　平成２９年９月１２日（火）
午前１０時開議
場所　第３・４委員会室

第１　議案第６２号　流山市教育、文化及びスポーツ施設整備等基金条例の一部を改正する条例の制定について

第２　議案第６３号　流山市文化芸術振興条例の一部を改正する条例の制定について

第３　議案第６０号　平成２８年度流山市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

第４　議案第５８号　平成２９年度流山市介護保険特別会計補正予算（第１号）

第５　議案第６１号　平成２８年度流山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

第６　議案第５９号　平成２９年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

第７　所管事務の継続調査について

平成２９年９月１２日　教育福祉委員会　議案第６２号　資料

議案第６２号資料

流山市教育、文化及びスポーツ施設整備等基金条例の一部を改正する条例について

主　な　改　正　内　容		関係条項
基金の設置の目的を改めるための所要の措置	条例名を「流山市教育、文化及びスポーツ振興基金条例」とします。 今回の改正は、流山市教育、文化及びスポーツ施設整備等基金の設置の目的の改正及びこれに伴う所要の改正を行うものです。 改正の目的は、ふるさと納税で寄附金が指定される場合において、市外の住民等からも寄附の目的が理解されやすいようにするとともに、積み立てた基金を、広く教育、文化及びスポーツの振興のために使用できるようにすることです。 今までの教育、文化及びスポーツに係る施設の用地取得及び建物等の新設、改築等も「教育等の振興」に含まれますので、今までの目的にも使用することができます。	題名、第１条 第６条

流山市教育、文化及びスポーツ施設整備等基金条例（平成２０年流山市条例第２号）新旧対照表

改正後	改正前
○流山市教育、文化及びスポーツ振興基金条例 平成２０年３月２４日 条例第２号	○流山市教育、文化及びスポーツ施設整備等基金条例 平成２０年３月２４日 条例第２号
（設置の目的） 第１条　流山市の教育、文化及びスポーツの振興（以下「教育等の振興」という。）に必要な資金を積み立てるため、流山市教育、文化及びスポーツ振興基金（以下「基金」という。）を設置する。	（設置の目的） 第１条　流山市の教育、文化及びスポーツ施設の用地取得及び建物等の新設、改築等（以下「施設整備等」という。）に必要な資金を積み立てるため、流山市教育、文化及びスポーツ施設整備等基金（以下「基金」という。）を設置する。
（積立て） 第２条　基金として積み立てる額は、次に定める額とする。 （１）市の積立金額 （２）基金への積立てが指定された寄附金額 （３）基金の運用から生ずる収益	（積立て） 第２条　基金として積み立てる額は、次に定める額とする。 （１）市の積立金額 （２）基金への積立てが指定された寄附金額 （３）基金の運用から生ずる収益
（管理） 第３条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。 ２　基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。	（管理） 第３条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。 ２　基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。
（運用益金の処理） 第４条　基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。	（運用益金の処理） 第４条　基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。
（繰替運用） 第５条　市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。	（繰替運用） 第５条　市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

改正後	改正前
（処分） 第６条　基金は、教育等の振興の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる。 （委任） 第７条　この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。 附　則 この条例は、公布の日から施行する。 附　則 （施行期日） １　この条例は、公布の日から施行する。 （経過措置） ２　この条例の施行の際現にこの条例による改正前の流山市教育、文化及びスポーツ施設整備等基金条例の規定により積み立てられた現金は、この条例による改正後の流山市教育、文化及びスポーツ振興基金条例に規定する基金に属する現金とみなす。	（処分） 第６条　基金は、施設整備等の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる。 （委任） 第７条　この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。 附　則 この条例は、公布の日から施行する。

議案第６３号資料

流山市文化芸術振興条例の一部を改正する条例について

主　な　改　正　内　容		関係条項
法改正に伴う所要の措置	この条例は、文化芸術の振興に関する基本理念を定め、市、市民等、文化芸術団体の役割を明らかにし、施策の総合的な推進を図り、心豊かで活力ある地域社会の実現を目的としています。 改正内容については、流山市文化芸術基本条例への名称変更及び文化芸術基本法への引用法令の変更、文化芸術の振興に関する基本理念の対象に学校等を追加し、市内の学校等の施設について文化芸術活動を取り入れていくこととしています。	第１条、第２条 第３条、第４条 第６条、第７条 第８条、第９条 第10条

流山市文化芸術振興条例（平成26年流山市条例第39号）新旧対照表

改正後	改正前
流山市文化芸術基本条例	流山市文化芸術振興条例
（目的）	（目的）
第1条　この条例は、本市における文化芸術に関する施策についての基本理念を定め、市、市民等、学校等及び文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）の役割等を明らかにすることにより、文化芸術に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条　この条例は、文化芸術の振興に関する基本理念を定め、市、市民等及び文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）の役割等を明らかにすることにより、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。
（定義）	（定義）
第2条　この条例において「文化芸術」とは、文化芸術基本法（平成13年法律第148号）が対象とするものをいう。	第2条　この条例において「文化芸術」とは、文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）が対象とするものをいう。
2　この条例において「市民等」とは、市内に居住し、勤務し、又は在学する者をいう。	2　この条例において「市民等」とは、市内に居住し、勤務し、又は在学する者をいう。
3　この条例において「文化芸術活動」とは、広く文化芸術を鑑賞し、これに参加し、これを創造し、又はこれを発信することをいう。	3　この条例において「文化芸術活動」とは、広く文化芸術を鑑賞し、これに参加し、これを創造し、又はこれを発信することをいう。
（基本理念）	（基本理念）
第3条　文化芸術を創造し、享受することは、市民等及び文化芸術団体の権利であり、文化芸術活動を行う者の自主性や創造性が十分に尊重されなければならない。	第3条　文化芸術を創造し、享受することは、市民等及び文化芸術団体の権利であり、文化芸術活動を行う者の自主性や創造性が十分に尊重されなければならない。
2　文化芸術に関する施策の推進に当たっては、全ての市民等及び文化芸術団体が文化芸術に親しめるよう配慮されなければならない。	2　文化芸術の振興に当たっては、全ての市民等及び文化芸術団体が文化芸術に親しめるよう配慮されなければならない。
3　文化芸術に関する施策の推進に当たっては、伝統的な文化芸術を保護し、継承するとともに、市民等及び文化芸術団体が文化芸術活動を行うことができるような環境の整備が図られなければならない。	3　文化芸術の振興に当たっては、伝統的な文化芸術を保護し、継承するとともに、市民等及び文化芸術団体が文化芸術活動を行うことができるような環境の整備が図られなければならない。
4　文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う市民等及び文化芸術団体の意見のほか、広く市民等の意見が反映されるよう配慮されなければならない。	4　文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う市民等及び文化芸術団体の意見のほか、広く市民等の意見が反映されるよう配慮されなければならない。
5　文化芸術に関する施策の推進に当たっては、市、市民等、学校等及び文化芸	5　文化芸術の振興に当たっては、市、市民等及び文化

改正後	改正前
術団体が連携して取り組まなければならない。	芸術団体が連携して取り組まなければならない。
（市の責務と役割）	（市の責務と役割）
第4条　市は、前条に規定する基本理念に基づき、文化芸術＿＿＿に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。	第4条　市は、前条に規定する基本理念に基づき、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。
2　市は、文化芸術＿＿＿に関する施策を効果的に推進するため、国及び千葉県、近隣市その他の地方公共団体との連携に努めなければならない。	2　市は、文化芸術の振興に関する施策を効果的に推進するため、国及び千葉県、近隣市その他の地方公共団体との連携に努めなければならない。
（学校等の役割）	
第6条　学校等は、学校等の施設における文化芸術活動の充実を図るよう努めるものとする。	
（文化芸術団体の役割）	（文化芸術団体の役割）
第7条　文化芸術団体は、地域社会の一員として自主的に文化芸術活動を展開するとともに、文化芸術活動を行う市民等と協働し、文化芸術の振興に努めるものとする。	第6条　文化芸術団体は、地域社会の一員として自主的に文化芸術活動を展開するとともに、文化芸術活動を行う市民等と協働し、文化芸術の振興に努めるものとする。
（基本施策）	（基本施策）
第8条　市は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、次に掲げる施策を行うものとする。	第7条　市は、文化芸術の振興＿＿＿を図るため、次に掲げる施策を行うものとする。
(1)文化芸術についての関心及び理解を深めること。	(1)文化芸術についての関心及び理解を深めること。
(2)文化芸術に親しむ機会の充実に関すること。	(2)文化芸術に親しむ機会の充実に関すること。
(3)文化芸術活動の支援に関すること。	(3)文化芸術活動の支援に関すること。
(4)文化芸術活動を支える人材の育成に関すること。	(4)文化芸術活動を支える人材の育成に関すること。
(5)文化芸術に関する施策の推進を効果的に行うための調査及び情報提供に関すること。	(5)文化芸術の振興＿＿＿を効果的に行うための調査及び情報提供に関すること。
(6)伝統的文化の継承及び発展に関すること。	(6)伝統的文化の継承及び発展に関すること。
(7)前各号に掲げるもののほか、文化芸術に関する施策の推進に係る重要な事項に関すること。	(7)前各号に掲げるもののほか、文化芸術の振興＿＿＿に係る重要な事項に関すること。
（財政上の措置）	（財政上の措置）
第9条　市は、文化芸術＿＿＿に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。	第8条　市は、文化芸術の振興に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

改正後	改正前
（委任） 第10条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、流山市教育委員会が別に定める。	（委任） 第9条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、流山市教育委員会が別に定める。

平成29年度流山市介護保険特別会計補正予算（第1号）概要資料

歳入			歳出		
款	補正額（千円）	説明	款	補正額（千円）	説明
1 保険料	－		1 総務費	10,300	・介護保険事業所指定・指導事業 地域密着型サービス等施設整備事業補助金 ＋１０，３００千円
2 国庫支出金	8,181	・平成２８年度地域支援事業費国交付金 ＋８，１８１千円	2 保険給付費	－	
3 支払基金交付金	18,241	・平成２８年度介護給付費支払基金交付金 ＋１１，９５３千円 ・平成２８年度地域支援事業費支払基金交付金 ＋６，２８８千円	3 地域支援事業費	－	
4 県支出金	14,749	・平成２８年度地域支援事業費県交付金 ＋４，４４９千円 ・千葉県介護施設等整備事業交付金 ＋１０，３００千円	4 財政安定化基金拠出金	－	
5 寄付金	－		5 基金積立金	－	
6 繰入金	－		6 諸支出金	333,733	・国庫支出金等過年度分返還拠出事業 ＋３３３，７３３千円
7 繰越金	302,862	・形式収支のうち国庫支出金等過年度返還金分 ＋３０２，８６２千円	7 予備費	－	
8 諸収入	－				
9 財産収入	－				
今回補正額計	344,033		今回補正額計	344,033	
補正前	11,277,391		補正前	11,277,391	
補正後	11,621,424		補正後	11,621,424	